三条市農業委員会総会議事録

日 時 平成24年8月31日 午前9時30分

場 所 三条市役所 本庁舎 4 階全員協議会室

会議に付した議題

議第 1号 農用地利用集積計画について

議第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議第 3号 事業計画変更承認申請について

議第 4号 農地法第4条の規定による許可申請について

議第 5号 農地法第5条の規定による許可申請について

議第 6号 推定相続人等に関する適格者証明願いについて

議第 7号 農地の競売(買受)適格者証明願いについて

報告事項 報第 1号 第1調査部会の調査結果報告について

報第 2号 農地法第18条第6項の解約通知について

報第 3号 基盤強化法の解約通知について

報第 4号 使用貸借の解約通知について

報第 5号 農地法第3条の3第1項の届出について

その他

出席委員 34名

大 桃 伸 之 委員 2番 巻 純一 委員 1番 鶴 4番 村 井 善一郎 委員 5番 熊 倉 睦 委員 譽 部 委員 6番 捧 委員 7番 阳 真佐雄 8番 刈 屋 夫 委員 9番 佐 藤 満 委員 10番 子 純 委員 11番 内 山 委員 金 __ 清 委員 委員 12番 大 竹 一雄 13番 鶴 巻 俊 樹 村 佐喜雄 委員 山ノ内 委員 14番 山 15番 正 大 竹 委員 委員 16番 正 信 17番 廣川 哲 也 邉 稔 委員 俊 委員 18番 田 19番 五十嵐 雄 20番 坂 井 和 弘 委員 2 1番 团 部 銀次郎 委員 22番 敏 秋 委員 23番 﨑 文 委員 野 水 野 夫 委員 裕 委員 24番 髙 山 博 25番 佐 藤 雄 26番 团 部 新一郎 委員 27番 星 野 英 治 委員 吉 則 委員 邉 英 委員 28番 藤 田 29番 渡

 30番原
 正利委員
 31番小師
 勉委員

 32番目黒伸一委員
 33番山田佳典委員

 34番蒲澤
 正委員
 35番小林六一委員

欠席委員 1名

3番 清 水 栄 委員

職務のため出席した事務局職員

 事務局長
 大坂純司

 事務局次長
 渡邊博之

 経営基盤係副参事
 麦倉政勝

 農地係主任
 堀江定昭

午前9時35分 開会及び開議

議長 (野﨑会長)

それでは、時間になりましたので、定例総会を開会いたします。

きょう、きのうと朝方雨が降ってきました。大分遅い雨だったなという感じでございます。中には稲刈り始まったところもありますが、何か話を聞きますと収量的にはまあまあかなと。ただ、品質的には恐らくマイナス指向ではないかという話を伺っております。実際私のところでもきのうから稲刈りを始めたわけなのですが、やはり品質的にいまいちではないかなと。というのは、まだ実が入っていないと、シイナというものがたくさん出ているという状況でございます。これ以上とっておいたって実が入らないという状況の中で稲刈りをしているような状況でございます。そういうことで、これから稲作管理というものについて十分気をつけて、また稲刈り、乾燥調整というものを取り計らっていただきたいなと思っておる次第でございます。

次に、今月8月2日に下越地区農業委員会連絡協議会が新潟の東映ホテルでございました。その席でたまたま燕の農業委員会長がかわられたということで、皆さんご承知のとおり、前山会長から遠藤会長に交代されたという話を伺いました。そのときには、送別会を兼ねて前三条市農業委員会長、大桃前会長からご出席賜り、送別会をとり行ったわけでございます。

また、8月6日の日には、新規農業委員研修会がホテルサンルート新潟で開催されました。新人の委員の方には大変ご苦労さまでした。

8月9日には、地域別農業委員研修会がございました。新潟の北区文化会館で開催されました。

そして、8月17日には、第384回県農業会議、常任会議員会議が開催されました。 その席では、農地の案件もそうですが、その他の案件で県の農林水産部から、皆さんの お手元に資料を配付しておきましたが、現在の農業の状況、農業者の状況というものを 発表されました。というのは、農業センサスの中でやったわけでございますが、実際今 皆さんご存じのとおり後継者不足ということで老齢化になっていると。平均年齢は約72歳ということで、いささか問題が生じていると。今始まった問題ではございませんが、後継者がなかなかつくられていない状況で、そういう説明を受けたわけでございますが、私のほうからその状況の中で県はどういうふうにこれから今後対応していくのかということをお尋ねいたしましたが、その件については今現在検討中で回答を控えさせてくれという話でございました。

そして、8月21日は、三条地区の農業者年金受給者連盟総会がとり行われました。 そして、8月23日には、新潟県農業会議第112回定例総会が東映ホテルでござい ました。その席では、その内容を少し説明させていただきますと、挨拶が大分長くなり ますが、議案というものが3点ほどありましたが、最後のほうで持続可能な力強い農業 の実現と農村の再生に向けた施策提案要請というものが可決されました。その内容に少 し若干触れさせていただきますと、皆さんご存じのとおり、TPP交渉参加阻止を求め る要請、いま一度要請をするということを新潟県農業会議としては行うということと、 それから2番目に戸別所得補償制度の見直しに係る提案ということで、皆さんご存じの とおり所得補償は今、ことしで3年目になろうかと思うのですが、これを法定化すべき ということの中で国のほうへ要請していくということでございます。そして、最後に農 業委員会の系統、組織の体制強化に係る提案として、農業委員会が農地法第30条に基 づく農地利用状況調査を農地パトロールとして取り組んでいる。その成果を生かすため に、農地基本台帳と連携した農地地図情報システム化や地域の中心的な経営体等への農 地集積等の活動支援が重要となっていくということで、これも要請していかなければな らないということで、ぜひ農業委員会の体質というものを今後継続、なおかつ強化して いかなければならないということを国のほうへ要請するということで可決されました。

そして、24日の日は作況調査等、皆さん大変暑い中調査していただきましたことを厚く御礼申し上げます。

そして、きのう、昨日、三条市農業再生協議会が開催されました。

以上、私のほうから報告させていただきますが、きょうの総会のほどよろしくお願い いたします。簡単ですが、私の挨拶にかえさせていただきます。

それでは、出席状況を申し上げます。定員35名のところ、現在員35名、出席者34名、欠席者1名で会議は成立いたします。

なお、議事録の署名委員につきましては、定めにより私から指名いたします。5番、 熊倉委員、31番、小師委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

先日、8月23日に新潟県農業会議の定例総会におきまして、永年勤続農業委員の表 彰該当者が4名ございましたので、この場をおかりいたしまして伝達を行いたいと思い ます。

また、該当者には当委員会「慶弔等に関する協議事項」の申し合わせにより、記念品を贈呈いたしますこともあわせてご報告いたします。

該当者につきましては、農業委員として勤続25年以上として、2番、鶴巻純一委員であります。そして、農業委員会として勤続20年以上として、大桃惣一郎さん、農業

委員会として勤続勤務3期として、神子島巌さん、そして川勝勲さんでございます。

これより会議を休息いたしまして表彰伝達を行います。休息いたします。

(午前9時45分から午前9時52分まで休憩)

議長 (野﨑会長)

再開いたします。

議第1号『農用地利用集積計画について』議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局 (大坂事務局長)

それでは、議第1号『農用地利用集積計画について』説明いたします。

1ページをごらん願います。今月の申請は、新規設定1件、5,577㎡、賃借権の移転1件、2,904㎡であります。合計で2件、8,481㎡でございます。

- 52番から順にご説明申し上げます。
- 52番は、川通東町地内の農地1筆、5,577㎡を新規により4年間利用権設定するものであります。
- 53番は、牛ケ首地内の農地4筆、2,904㎡を賃借権の移転により9年間利用権設定するものであります。今回の貸付人は、自作地のほか申請の土地4筆を借り受けて耕作をしておられますが、60歳を過ぎて農業者年金を受給するため、同一世帯内の後継者へ権利の移転をするものでございます。

いずれも申請人の書類確認及び経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18条第3項の各要件を満たしております。

以上であります。

議長(野﨑会長)

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に先日調査部会で調査いただいておりますので、その結果を 報告いたします。

第1調査部会長は、坂井代理の隣に着席願います。

14番、村山委員。

第1調查部会長(14番村山佐喜雄委員)

おはようございます。それでは、第1調査部会の調査結果についてご報告いたします。 第1調査部会では、8月24日午前9時から厚生福祉会館第2集会室におきまして、 部会員と野﨑会長、坂井会長代理出席のもと会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件についての意見決定を経て、午前11 時35分に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画について』は、新規設定1件、移転1件、合計件数2件、面積にして8,481㎡で、書類審査及び事務局からの詳細説明を受け、いずれも経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長 (野﨑会長)

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。なお、委員の質問等の発言については挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いします。

ご発言がないようですので、お諮りいたします。議第1号につきましては、ただいま 調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長 (野﨑会長)

それでは、異議ないものと認めます。

議長 (野﨑会長)

続きまして、議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といた します。

事務局、説明願います。

事務局 (大坂事務局長)

それでは、議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』説明いたします。 3ページをごらん願えますでしょうか。今月の申請は、3件の申請で、合計1万6, 341.91㎡であります。

それでは、戻りまして2ページの25番から順に説明いたします。

25番は、東鱈田地内の農地 4筆、103. 91 ㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10 a 当たり約 385 万円であります。

26番は、山王地内の農地1筆、221㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、 売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約100万円でございます。

27番は、牛ケ首地内の農地45筆、1万6,017㎡を経営の若返りを図るため、 同一世帯内後継者に使用貸借権を設定するものであります。

いずれも申請人の書類及び現地確認、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離、下限面積を超えているなどのことから、許可要件を全て満たしております。

以上であります。

議長 (野﨑会長)

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告願います。

14番、村山委員。

第1調查部会長(14番村山佐喜雄委員)

議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』は、売買によるもの2件、使用貸借によるもの1件、合計件数で3件、面積で1万6,341.91㎡で、現地調査を含む書類審査及び事務局の現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも譲り受け人の経営面積や機械、労働力、技術、通作距離、下限面積などの許可要件を全て満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長 (野﨑会長)

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りいたします。議第2号につきましては、ただいま 調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長 (野﨑会長)

それでは、異議ないものと認めます。

議長 (野﨑会長)

続きまして、議第3号『事業計画変更承認申請について』を議題といたします。 事務局、説明願います。

事務局(大坂事務局長)

それでは、議第3号『事業計画変更承認申請について』説明いたします。

5ページをごらん願います。今月の申請は4件の申請で、合計850㎡であります。 それでは、戻りまして4ページの12番から順に説明いたします。

12番は、石上3丁目地内の土地1筆、60㎡を売買により取得し、住宅1棟の用地に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約4万円であります。場所につきましては、上林小学校から南西へ500m付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

13番は、直江町4丁目地内の土地1筆、165㎡を売買により取得し、住宅1棟の建設用地にしたいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2万3,000円であります。場所につきましては、旧斎場から西側へ300m付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

14番は、塚野目5丁目地内の土地1筆、495㎡を貸し駐車場用地に利用したいものです。場所につきましては、厚生連三条総合病院から北側へ200m付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

15番は、笹岡地内の土地2筆、130㎡を売買により取得し、住宅敷地及び駐車場用地に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約9,000円であります。場所につきましては、長沢小学校南側隣接地で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

いずれも申請人の書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの許可要件を全て 満たしております。

以上であります。

議長 (野﨑会長)

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告願います。

14番、村山委員。

第1調查部会長(14番村山佐喜雄委員)

議第3号『事業計画変更承認申請について』は、件数にして4件、面積にして850 ㎡で、現地調査を含む書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、立地 基準及び一般基準を満たしており、承認相当といたしました。

以上です。

議長 (野﨑会長)

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言願います。

ご発言がないようですので、お諮りいたします。議第3号につきましては、ただいま 調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長 (野﨑会長)

それでは、異議ないものと認めます。

議長 (野﨑会長)

議第4号『農地法第4条の規定による許可申請について』を議題といたします。 事務局、説明願います。

事務局(大坂事務局長)

それでは、議第4号『農地法第4条の規定による許可申請について』説明いたします。 6ページをごらんいただきたいと思います。今月の申請は、2件の申請で、計1,0 54㎡であります。

- 11番から順に説明いたします。
- 11番は、塚野目5丁目地内の農地1筆、83㎡を駐車場用地として利用したいものです。場所につきましては、厚生連三条総合病院北側200m付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。
- 12番は、西大崎3丁目地内の農地2筆、971㎡をアパート2棟12室、駐車場2 2台の建設用地として利用したいものです。場所につきましては、井関新潟製造所の西側150m付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

いずれも申請人の書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの許可要件を全て

満たしております。

以上であります。

議長 (野﨑会長)

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告願います。

14番、村山委員。

第1調査部会長(14番村山佐喜雄委員)

議第4号『農地法第4条の規定による許可申請について』は、件数にして2件、面積にして1,054㎡で、書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、承認相当といたしました。

以上です。

議長 (野﨑会長)

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言願います。

ご発言がないようですので、お諮りいたします。議第4号につきましては、ただいま 調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長 (野﨑会長)

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については県農業会議へ諮問し、答申があった後 に許可といたします。

議長 (野﨑会長)

続きまして、議第5号『農地法第5条の規定による許可申請について』議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局 (大坂事務局長)

それでは、議第5号『農地法第5条の規定による許可申請について』説明いたします。

10ページをごらんいただけますでしょうか。今月の申請は、16件の申請で、合計 1万6, 827. 22㎡であります。

それでは、戻りまして7ページの55番から順に説明いたします。

55番は、石上3丁目地内の農地1筆、60㎡を売買により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約4万円であります。場所につきましては、上林小学校から南西へ500m付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

56番は、直江町4丁目地内の農地1筆、165㎡を売買により取得し、住宅1棟の

用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2万3,000円であります。場所につきましては、旧斎場から西側へ300m付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

57番は、笹岡地内の農地2筆で、130㎡を売買により取得し、住宅敷地及び駐車場用地に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約9,000円であります。場所につきましては、長沢小学校南側隣接地で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

次のページでございます。58番は、西本成寺1丁目地内の農地1筆、793㎡を売買により取得し、宅地造成3区画の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2万7,000円であります。場所につきましては、南小学校西側500m付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

- 59番は、塚野目2丁目地内の農地2筆、313㎡を売買により取得し、駐車場8台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2万7,000円であります。場所につきましては、三条労働基準監督署北側150m付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。
- 60番は、西大崎1丁目ほか地内の農地4筆、2,919㎡を売買により取得し、宅地造成13区画の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約1万7,000円であります。場所につきましては、三条市消防署東分遣所東側500m付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。
- 61番は、東本成寺地内の農地1筆、62㎡を賃借権の設定により取得し、駐車場2台の用地として利用したいものです。場所につきましては、南小学校南側50m付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。
- 62番は、曲谷地内の農地3筆、669㎡を使用貸借権の設定により取得し、農産物加工所兼直売所1棟及び駐車場の用地として利用したいものです。場所につきましては、曲谷集落開発センターの西側300m付近であります。農用地区分は第2種農地に該当しております。
- 64番は、嘉坪川地内の農地1筆、625㎡を賃借権の設定により取得し、移動通信 基地局新設工事に伴う仮設用地として、平成24年9月20日から平成25年3月19 日まで一時転用地として利用したいものです。場所につきましては、厚生連三条総合病 院北側300m付近で、農用地区分は第2種農地に該当しております。
- 65番は、島川原地内の農地2筆で、6,323㎡を賃借権の設定により砂利採取地として、平成24年9月20日から平成26年3月19日まで一時転用地として利用したいものです。場所につきましては、島川原集落西側の五十嵐川付近で、農用地区分は第2種農地に該当しております。
- 66番は、塚野目6丁目地内の農地6筆、1,526㎡を賃借権の設定により取得し、店舗1棟、駐車場26台の用地として利用したいものです。場所につきましては、国道304号線と県道塚野目一代官島線の交差点付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

67番は、新保地内の農地17筆、2,160.22㎡を賃借権の設定により取得し、 送電線鉄塔建てかえに伴う仮設用地として、許可の日から平成25年1月20日まで一 時転用地として利用したいものです。場所につきましては、三条高校西側150m付近 で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

68番は、直江町1丁目地内の農地1筆、265㎡を売買により取得し、住宅1棟の 用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2万4,000円で あります。場所につきましては、第1中学校から南西へ250m付近で、農用地区分は 第3種農地に該当しております。

69番は、直江町1丁目地内の農地2筆、389㎡を売買により取得し、住宅1棟及び貸し駐車場6台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2万4,000円であります。場所につきましては、第1中学校から南西へ250m付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

70番は、東本成寺地内の農地1筆、247㎡を使用貸借権の設定により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、南小学校南側隣接地で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

71番は、上須頃地内の農地1筆、181㎡を売買により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約3万3,000円であります。場所につきましては、上須頃西照寺西側100m付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

いずれも申請人の書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの許可要件を全て 満たしております。

以上であります。

議長 (野﨑会長)

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告願います。

14番、村山委員。

第1調査部会長(14番村山佐喜雄委員)

議第5号『農地法第5条の規定による許可申請について』は、件数にして16件、面積にして1万6,827.22㎡で、60番、65番、66番、67番の4件の現地調査を含む書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長 (野﨑会長)

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りいたします。議第5号につきましては、ただいま

調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長 (野﨑会長)

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については県農業会議へ諮問し、答申があった後 に許可といたします。

議長 (野﨑会長)

続きまして、議第6号『推定相続人等に関する適格者証明願いについて』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局(大坂事務局長)

それでは、議第6号『推定相続人等に関する適格者証明願いについて』説明いたします。

11ページをごらんいただけますでしょうか。今月の申請は、1件であります。

議案中の番号1の受贈者は、贈与税の納税猶予を受けておられます。受贈者が農業者年金を受給するため、後継者に農地を使用貸借し、経営移譲したことにより、推定相続人に関する適格者証明を税務署に提出するため、証明願が提出されたものであります。

受贈者は、推定相続人が営む農業に従事する見込みであること、推定相続人は受贈者の子息で世帯内の後継者であり、年齢、農業従事年数、今後速やかに農業を行うと認められることなどから、推定相続人の要件を全て満たしております。

以上であります。

議長 (野﨑会長)

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告願います。

14番、村山委員。

第1調査部会長(14番村山佐喜雄委員)

議第6号『推定相続人等に関する適格者証明願いについて』は、件数にして1件、1 名の申請について書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、全て農地 として適正管理されており、適格者証明は適当と判断いたしました。

以上です。

議長 (野﨑会長)

ありがとうございます。

これよりしばらく休憩に入りたいと思います。

(午前10時17分から午前10時23分まで休憩)

議長 (野﨑会長)

再開いたします。

議第6号『推定相続人等に関する適格者証明願いについて』皆様のほうで何かご質問等がございましたらお願いいたします。

ご発言がないようですので、お諮りいたします。議第6号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり、適格者として証明を与えることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長 (野﨑会長)

それでは、異議ないものと認めます。

議長 (野﨑会長)

続きまして、議第7号『農地の競売(買受)適格者証明願いについて』を議題といた します。

事務局、説明願います。

事務局 (大坂事務局長)

それでは、議第7号『農地の競売(買受)適格者証明願いについて』説明いたします。 12ページをごらん願えますでしょうか。今月の申請は、1件であります。

議案中の事件番号平成23年(ケ)第29号、物件1の競売となる土地は、西中地内の農地1筆、231㎡で、農業振興地域外であり、また都市計画法の用途地域外でもございます。競売期間は、平成24年9月29日から平成24年10月1日で、見積もり価格は23万円であります。競売願い出者は1名で、農業の方で、経営規模拡大を図るため、願い出されたものであります。場所につきましては、JR信越線西中踏切の南側100m付近の農地であります。

願い出者の書類及び現地確認をしたところ、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離、下限面積を超えているなどのことから、許可要件を全て満たしております。

以上であります。

議長 (野﨑会長)

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告願います。

14番、村山委員。

第1調査部会長(14番村山佐喜雄委員)

議第7号『農地の競売(買受)適格者証明願いについて』は、件数にして1件、1名の申請について、書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、証明願い出者の経営面積や機械、労働力、技術、通作距離、下限面積など許可要件全て満たしており、適格者証明願いは適当と判断いたしました。

以上です。

議長 (野﨑会長)

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言願います。

しばらくにして発言がないようですので、お諮りいたします。議第7号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり適格者として証明を与えることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長 (野﨑会長)

それでは、異議ないものと認めます。

なお、適格者証明書の交付を受けた者が最高競落人となり、農地法第3条申請書を提出された場合、証明書の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除き、許可相当とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長 (野﨑会長)

それでは、異議ないものと認めます。

第1調査部会長村山委員、自席へ戻っていただきたいと思います。どうもご苦労さまでした。

議長 (野﨑会長)

以上、議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告いただいておりますので、省略いたします。

議長 (野﨑会長)

それでは、報第2号から報第5号まで続けて事務局より報告願います。

事務局(大坂事務局長)

(別添報告書により説明)

議長 (野﨑会長)

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたら、ご発言いただきたいと思います。 ご発言がないようですので、報告事項を終わらせていただきます。

そのほか皆様のほうでご発言がございましたら、せっかくの機会でございますので、お願いいたします。

野水委員。

22番(野水敏秋委員)

せっかくの機会ですので、あすの午後から農地パトロールやります。 3 地区に分かれて、栄の方3名、三条の方3名下田地区に応援に来ます。

8月の20日、三条市の環境審議会に出させていただきました。野焼きということで指導を行った23年度の報告書に書いてありました。野焼きはあっては困るのだということで、これからもみ殻等はできれば農地に還元するとか、またはそうでなければもみ殻を何らかのリサイクルを行うには、ストック場所の確保が必要ですけれども、その辺皆さんからもひとつ、すぐではないですけれども、ご検討願いたいと思います。

以上です。

議長 (野﨑会長)

ただいま野水委員のほうからあすの農地パトロールについての内容を説明されましたが、総会の最後のほうで事務局よりまた簡単に説明があるでしょうが、あすもまた委員の方は忙しいかと思うのですが、ぜひ出席していただきたいと思います。

それと、野水委員のほうからもみ殻の処分についての発言がされておりますが、以前 私もそういう考え方の中で発言した経過がございます。数年前からこの問題が発生され ておりますが、三条市としてはもみ殻の焼却というのですか、処分について、やはりこ れから検討課題、農業の予算の中で検討課題として考えていかなければならないのでは ないかなと思っておる次第です。今現在大島のほうで堆肥リサイクルセンターがござい ますが、そこへ持っていってくれという話もございましたが、そこは限度があるという ことで、もみ殻の処分についてやはり三条市、行政のほうで検討していただくように今 回のことしの農林予算の要請の中で農政対策部会の面々からまた考慮していただきたい なと思っておる次第でございます。

ほかにございませんでしょうか。

16番、大竹委員。

16番(大竹正信委員)

TPPの話が出たので、遺伝子組み換えについてはTPPに関連があるので、発言させていただきたいと思います。政府のほうがTPPの準備を確実に進めていると思われます。というのは、農水省が7月と8月に2回、消費者庁が8月に1回、日本モンサント社というところからの申請に対してパブリックコメントを募集しましたところ、大豆とトウモロコシの遺伝子組み換え作物の栽培を始めようとしています。申請した会社の親会社は、遺伝子組み換え大豆とトウモロコシでアメリカの国内シェアほぼ100%を独占するモンサント社です。遺伝子操作された農作物というのは、壊れた遺伝子が既に確認されていまして、人の腸内や生物に転移する可能性は低いそうですが、可能性としてあるそうです。今悪い病気は見られないとのことなのですが、ほかにもアレルギーたんぱくの物質の変化や耐農薬組み換えによるスーパー害虫の問題など、多くの問題を抱えているようです。アメリカまたはモンサント社の日本での目的は、大豆やトウモロコシだけでなく、最終的には遺伝子組み換え稲の種による農地支配と言われています。農業会議で何らかの意見をまとめていただけるか、TPP反対の柱にもなる遺伝子組み換えの件について検討していただければと思います。

議長 (野﨑会長)

今の大竹委員のほうからTPPの内容について話がございましたが、確かに先回県の

農業会議でも今の内容の話が説明されました。それと同時に、ことし5月31日ですか、東京で全国大会が、全農業委員会長集合いたしまして、その席上でも国会に要請がございました。今の内容と同じ内容を提出したわけでございますが、確かに今農林省のほうでは大豆、麦、トウモロコシ等の遺伝子組み換えというものにちょっと手を出し始めているという話を聞きましたが、そういうことないように今後APEC首脳会議等、あるいは恐らくその席でTPP交渉へ参加表明するのではないかなということで、そういうことないように強く要請する文書を新潟県農業会議として再度国のほうへ要請いたしましたので、この件につきましてはそれでよろしいでしょうか。そういうことでございますので、ご理解お願いいたします。これ全国農業会議だけでなく、やはり農協、農協連、あるいは共済、そういった農業団体が全てこういったような文書を要請しております。そういうことで、我々三条市農業委員会としても強く断固反対していかなければならないのではないかなと思っている次第でございます。

そのほか何かご意見等がございましたら発言願いたいと思います。

9番、佐藤委員。

9番(佐藤 満委員)

この間農協さんに行ったらTPP反対に署名してくださいという通知がありまして、 今現在の野田首相のほうに反対意見書を書いて、農業委員会でもそういう農林水産省に 出すTPP反対意見書があるのでしょうか。お聞きしたい。今農協さんのほうでははが き1枚に反対論文を書いて出してくれとやっておりますが、こっちのほうではまだそう いう取り組みはされていないのでしょうか。

議長 (野﨑会長)

署名運動の。

9番(佐藤 満委員)

署名運動です。

議長 (野﨑会長)

署名運動は、農業委員会としてはしておりませんが、ただ農業委員会として国会議員、 あるいは国の野田総理のほうへ提出する段取りになっておりますので、先ほど言ったよ うに。それでよろしいでしょうか。

9番(佐藤 満委員)

はい、農協さんのほうではやっております。

議長 (野﨑会長)

ほかにございませんでしょうか。

ないようですので、来月の調査部会の開催案内をお願いいたします。

8番、刈屋委員。

第2調査部会長(8番刈屋一夫委員)

来月は、第2調査部会の当番でございます。9月24日午前9時から厚生会館第2集 会室で会議を開催いたします。関係委員は出席をお願いいたします。

以上で終わります。

議長 (野﨑会長)

ありがとうございました。

なお、来月の総会は28日に予定しております。

それでは、長時間にわたってご審議をいただきまして、ありがとうございました。 以上をもちまして定例総会を閉会いたします。

午前10時40分 閉会

三条市農業委員会会長 議事録署名委員(5番)

会議の顚末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

議事録署名委員(31番)